## 有料老人ホーム立入検査等について

広域福祉課

## 〇対象施設

未届けを含めたすべての有料老人ホームが対象 実施にあたっては、概ね3週間前までに通知を送付します。

虐待等の事案等が発生した場合には、随時実施します。

## 〇主な検査項目

(1)マニュアルの作成整備及び研修の実施、記録

高齢者虐待防止(身体拘束を含む)、災害対策(防火、防災を含む)、防犯安全、感染症・食中毒予防、事故防止、苦情処理等

(2)高齢者虐待防止

身体拘束を行う場合の手続、適正化のための検討会議の開催及び指針の整備等

- (3)緊急時・非常時の対応及び対策
  - 業務継続計画の策定状況
  - ・防火防災設備の点検
  - ・避難訓練等の実施・記録
  - 非常食、医薬品等生活必需品の備蓄
- (4) 管理規定及び重要事項説明書における説明等
- (5)協力医療機関の協力内容等
- (6)帳簿類の作成整備及び保存
  - ・各種サービス提供記録
  - ·入居者一覧、緊急連絡網(名簿)
  - ・苦情、事故報告(ヒヤリ・ハットを含む)の共有及び再発防止

- (7)金銭受領、前払金算定根拠(規定を含む)、返還方法(保全措置を含む)の明示等
- (8)行政機関等への報告等 報告を要する事例を認識し、適切に報告しているか
- (9)家族、地域との交流(連携)
  - ・運営懇談会の設置、各種イベントの開催
  - ・自治会等への参加、地域住民との交流
- (10)その他
  - ①入居者の数、要介護度等
  - ②職員の配置(所属を明確に区分けしているか)<br/>
    例:有料老人ホームと訪問介護事業所を区分けしているか
  - ③領収書、明細書、請求書等の交付
  - ④衛生管理(感染症予防、衛生・不衛生等)

## お願い

- 自主点検表により
  - ●施設サービスは適切か
  - ●人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか

など、定期的な点検を実施し、適切な施設運 営及び利用者支援の提供に努めてください。